

## ○黒部市住宅取得支援補助金交付要綱

平成23年3月18日  
黒部市告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外からの転入者や若年・子育て世帯の住宅取得並びに居住誘導区域等への居住を推進し、もって定住人口の増加と活力あるまちづくりを推進するため、黒部市住宅取得支援補助金の交付に関し、[黒部市補助金等交付規則\(平成18年黒部市規則第34号。以下「規則」という。\)](#)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令4告示60・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、[建築基準法\(昭和25年法律第201号\)](#)、[建築基準法施行令\(昭和25年政令第338号\)](#)、[住宅の品質確保の促進等に関する法律\(平成11年法律第81号\)](#)及び[都市計画法\(昭和43年法律第100号\)](#)の例によるもののほか、[次の表](#)に定めるところによる。

住宅	市内において自らが居住するための一戸建ての住宅(併用住宅の場合は居住用部分の面積が延床面積の1/2以上のもの)
取得	新築の住宅の建築又は建売住宅・中古住宅の購入をいう。
転入者	取得した住宅に入居する日の前1年間に於いて市内に住民票を有していない者であって、黒部市内に転入した者。また、県外から転入した者にあつては、転入から取得した住宅に入居するまでの期間が3年を経過していない者をいう。
転居者	市内転居者で住宅取得のため、交付申請日の1年前から実績報告日までの期間に居住誘導区域内で300万円以上の当該用地を取得した者をいう。
若年世帯	補助金を受けようとする者又は夫婦(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)のいずれか一方の年齢が交付申請時点において40歳未満である者の世帯をいう。
子育て世帯	交付申請時点において小学生以下の子ども(出生予定であることが母子健康手帳で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。)がいる世帯をいう。
県外転入者	転入者のうち、県外から黒部市内に転入した者をいう。
居住誘導区域	黒部市立地適正化計画に規定する居住誘導区域をいう。
まちなか	黒部市都市計画用途地域の工業専用地域以外の地域をいう(居住誘導区域を除く)。
地鉄沿線	富山地方鉄道荻生駅から宇奈月温泉駅までの軌道沿線で、各駅から概ね半径500m以内の範囲で別に定める区域をいう。
市税等	<a href="#">黒部市税条例(平成18年黒部市条例第71号)</a> 及び <a href="#">黒部市国民健康保険税条例(平成18年黒部市条例第72号)</a> に規定する税をいう。他市区町村における場合も同様とする。

(平30告示32・平31告示28・令4告示60・一部改正)

(制度の種類及び対象者)

第3条 黒部市住宅取得支援制度(以下「制度」という。)の種類及び対象者は、[次の表](#)のとおりとする。ただし、対象者は[次の各号](#)に掲げる要件をすべて満たす者とする。

制度の種類	対象者
居住誘導区域住宅取得支援制度	居住誘導区域内で新たに住宅を取得する転入者及び転居者。(平成30年4月1日以降に、転入届又は転居届を提出した者に限る。)
まちなか・地鉄沿線区域住宅取得支援制度	まちなか・地鉄沿線区域内で新たに住宅を取得する転入者。
若年世帯住宅取得支援制度	黒部市内で新たに住宅を取得する若年世帯。
子育て世帯住宅取得支援制度	黒部市内で住宅を取得する子育て世帯。
県外転入者住宅取得支援制度	黒部市内で住宅を取得する県外転入者。

(1) 対象者は住宅の取得に対する費用の支出があるもので、移転補償費以外の費用により住宅を取得するものでなければならない。

- (2) 3親等以内の親族からの購入や相続・贈与による取得をした者は除く。
- (3) 取得した住宅に3年以上定住する意思を有する者でなければならない。
- (4) 世帯全員のいずれもが、過去に当該補助金の交付を受けていない者でなければならない。
- (5) 申請者の取得する住宅の所有権が1/2以上でなければならない。  
(令4告示60・全改)

(補助金の種別及び額)

第4条 前条に規定する制度に対する補助金の種別及び補助額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、当該補助額が、住宅の取得にかかる費用(次の各号に掲げる費用のうち、市長が必要と認めるものの合計額から千円未満の端数を切り捨てて得た額をいう。)を超える場合は、当該住宅の取得にかかる費用を補助の限度額とする。

- (1) 新築住宅を建築する場合は、新築工事にかかる費用(建売又は中古住宅を購入する場合は、購入にかかる費用)
- (2) 土地の取得にかかる費用
- (3) 不動産登記にかかる費用

補助金の種別		補助額
居住誘導区域住宅取得支援補助金	転入者	100万円
	転居者	30万円
若年世帯住宅取得支援補助金		20万円
子育て世帯住宅取得支援補助金		10万円
県外転入者住宅取得支援補助金	転入者	30万円
まちなか・地鉄沿線区域居住支援補助金		10万円

- 2 転居者で、居住誘導区域住宅取得支援制度対象者が若年世帯又は子育て世帯である場合は、居住誘導区域住宅取得支援補助金の額に該当する補助額を加算するものとする。
- 3 転入者においては、第1項の表に規定する補助額の合計額を交付できるものとする。
- 4 前2項に定める補助金の交付は、1住戸につき1回限りとする。  
(平30告示32・平31告示28・令4告示60・一部改正)

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、黒部市住宅取得支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表
- (2) 取得する住宅に入居する世帯員全員の住民票又は戸籍の附票(転入者においては、市外に1年以上居住していたことが確認できるもの)
- (3) 取得する住宅に入居する世帯全員の市税等に滞納がないことを証明する書類(直近の証明書が他市町村で発行される場合はその証明書)
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、原則として、住宅取得に伴い住民票を異動した日から起算して1箇月を経過する日までに申請しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は同項の申請をすることができない。
  - (1) 市税等を滞納している者
  - (2) 建築基準法、都市計画法及びその他本市のまちづくりに関する条例等の規定による必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、補助金の交付を受けることが不相当であると市長が判断した者  
(平24告示72・平27告示27・平30告示32・令4告示60・一部改正)

(補助金交付の決定通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付すべき対象であると認定した時は、速やかにその旨を黒部市住宅取得支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知する。

(計画の変更・中止)

第7条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条の規定に基づき認定を受けた事業を変更又は中止しようとする時は、事業計画変更(中止)申請書(様式第3号)を市長に提出するものと

する。

2 前項の申請は、変更の内容により交付決定額が変更する場合を除き、省略することができる。  
(補助金の変更決定通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかにその旨を黒部市住宅取得支援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知する。

2 前項の通知は、交付決定額の変更がないときは、省略することができる。  
(交付決定の取消)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 交付決定日以降において、第5条第3項各号に該当する者になったとき。
- (3) 第7条の事業計画中止申請書が受理されたとき。
- (4) 交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、遅滞なく黒部市住宅取得支援補助金交付決定取消通知書(様式第5号)を当事者に通知する。  
(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了した場合は、速やかに、黒部市住宅取得支援補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建物の所有権が確認出来る書類
  - (2) 取得した住宅に入居する世帯全員の住民基本台帳法に基づく住民票(交付申請時と異なる場合)
  - (3) 住宅の新築にあつては、建築基準法第7条第5項に定める検査済証の写し(ただし、都市計画区域外で検査を要しない住宅の場合を除く)
  - (4) 新築住宅にあつては工事請負契約書、中古住宅又は建売住宅にあつては売買契約書の写し
  - (5) 居住誘導区域住宅取得支援制度を申請した市内転居者にあつては当該土地の所有権が確認出来る書類
  - (6) 居住誘導区域住宅取得支援制度を申請した市内転居者にあつては当該用地の取得に係る売買契約書及び支払いが確認できる書類の写し
  - (7) 取得した住宅の写真
  - (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する書類は、交付決定のあった日から起算して1年を経過する日までに提出しなければならない。

(平24告示72・平27告示27・平30告示32・平31告示28・令4告示60・一部改正)

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を審査し、必要があれば現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額の確定をし、交付決定者に対し黒部市住宅取得支援補助金の額の確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 交付決定者は、前条の通知を受けた場合は、市長に補助金の交付を請求する。  
(平30告示32・一部改正)

(補助金の交付)

第13条 市長は、交付決定者から前条の請求を受けた場合は、請求の日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消及び返還)

第14条 市長は、補助金の交付以後に、交付決定者が事業完了以前から次の各号に該当していたことが判明した場合は、交付決定及び額の確定を取り消し、既に支払われた補助金の一部又は全額について、当該交付決定者に対して返還を請求することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 第5条第3項各号に該当する者。
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して3年未満に転居又は転出したとき。

(平30告示32・令4告示60・一部改正)

(報告及び調査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(令4告示60・追加)

(その他)

第16条 この要綱に定めるものほか必要な事項については、市長が別に定める。

(令4告示60・旧第15条繰下)

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月9日告示第72号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年3月30日告示第27号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の黒部市住宅取得支援補助金交付要綱の規定は、平成27年度の住宅取得支援補助金から適用し、平成26年度までの住宅取得支援補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日告示第32号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日告示第28号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の黒部市住宅取得支援補助金交付要綱の規定は、平成31年度の住宅取得支援補助金から適用し、平成30年度までの住宅取得支援補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日告示第35号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和4年3月31日告示第60号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(施行日前に住宅を取得した当該補助金対象者にかかる経過措置)

2 施行日前に、取得する住宅(以下「住宅」という。)の工事請負契約(中古住宅の場合は売買契約)を締結した者、住宅へ住民票を異動した者及び住宅用地の取得をした者については、なお従前の例による。

(施行日後に住宅を取得した当該補助金対象者にかかる経過措置)

3 施行日から令和4年9月30日までに、住宅の工事請負契約(中古住宅の場合は売買契約)を締結し、住宅へ住民票を異動する者で、改正前の黒部市住宅取得支援補助金交付要綱第3条に規定する制度の対象者の要件に該当する者(改正後の黒部市住宅取得支援補助金交付要綱第3条に規定する制度の対象者の要件に該当する者は除く。)については、なお従前の例による。

様式第1号(第5条関係)

(令4告示60・全改)

## 様式第1号(第5条関係)

年 月 日

## 黒部市住宅取得支援補助金交付申請書

黒部市長 あて

〒 -

申請者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

黒部市住宅取得支援補助金の交付を受けたく、黒部市住宅取得支援補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

支援制度の種別	<input type="checkbox"/> 居住誘導区域住宅取得支援制度 <input type="checkbox"/> 若年世帯住宅取得支援制度 <input type="checkbox"/> 子育て世帯住宅取得支援制度 <input type="checkbox"/> 県外転入者住宅取得支援制度		
転入・転居前の住所地			
区域適否	<input type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 市外 <input type="checkbox"/> 市内		
新たに取得する住宅の所在地	黒部市		
区域適否	<input type="checkbox"/> まちなか区域(□うち居住誘導区域) <input type="checkbox"/> 地鉄沿線区域 <input type="checkbox"/> 区域外		
新たに取得する住宅が公共事業等の補償の対象となっていない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
取得住分	<input type="checkbox"/> 住宅の新築	着工予定日	年 月 日
		完成予定日	年 月 日
		建築業者	
	<input type="checkbox"/> 建売住宅購入 <input type="checkbox"/> 中古住宅購入	築年数	築 年
		購入予定日	年 月 日
		販売業者	
土地取得予定額(市内転居者のみ)			円
入居(予定)人数	(うち小学生以下 人) 人	入居(予定)日	年 月 日

## 添付書類

- (1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表
- (2) 世帯全員の住民基本台帳法に基づく住民票又は戸籍の附票(転入者においては、市外に1年以上居住していたことが確認できるもの)
- (3) 取得した住宅に入居する世帯全員の市税等に滞納がないことを証明する書類(直近の証明書が他市町村で発行される場合はその証明書)
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

[様式第2号\(第6条関係\)](#)

(令4告示60・全改)

様式第2号(第6条関係)

黒部市指令 第 号

住所

氏名

黒部市住宅取得支援補助金の交付（却下）決定について

年 月 日付けで申請のあった黒部市住宅取得支援補助金については、  
黒部市補助金等交付規則第4条第1項の規定により次のとおり金 円を交付  
（却下）する。

年 月 日

黒部市長

様式第3号(第7条関係)

(令4告示60・全改)

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

事業計画変更(中止)申請書

黒部市長 あて

〒 -

申請者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた黒部市住宅取得支援補助金について、黒部市住宅取得支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり事業計画の変更(中止)を申請します。

記

変	更	内	容

変更の内容

※交付決定金額に変更を生じない場合は省略することができます。

※変更内容により補助金の交付対象外となる場合は、交付決定を取り消すことがあります。

様式第4号(第8条関係)

(令4告示60・全改)

様式第4号(第8条関係)

黒部市指令 第 号

住所

氏名

黒部市住宅取得支援補助金の変更交付決定について

年 月 日付けで申請のあった黒部市住宅取得支援補助金については、  
年 月 日付け黒部市指令 第 号の交付額金 円を次のとおり  
金 円に変更して交付する。

年 月 日

黒部市長

様式第5号(第9条関係)

(平31告示28・全改)

様式第5号(第9条関係)

黒部市指令 第 号

住所

氏名

黒部市住宅取得支援補助金の交付決定の取消について

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定した黒部市住宅取得支援補助金については、黒部市補助金等交付規則第8条の規定により、その決定を取り消す。

年 月 日

黒部市長

印

[様式第6号\(第10条関係\)](#)

(令4告示60・全改)

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

## 黒部市住宅取得支援補助金実績報告書

黒部市長 あて

〒 -

報告者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定のあった黒部市住宅取得支援補助金について、黒部市住宅取得支援補助金交付要綱第10条の規定によりその実績を報告します。

事業計画認定通知書	(当初) 年 月 日付け第 号 (変更) 年 月 日付け第 号		
支援制度の種別	<input type="checkbox"/> 居住誘導区域住宅取得支援制度 <input type="checkbox"/> 若年世帯住宅取得支援制度 <input type="checkbox"/> 子育て世帯住宅取得支援制度 <input type="checkbox"/> 県外転入者住宅取得支援制度		
建築場所 (購入物件住所)	黒部市		
宅地取得の額(居住誘導区域住宅取得支援制度利用の転居者に限る)	円		
取得区分	<input type="checkbox"/> 住宅の新築	着工年月日	年 月 日
		完成年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 建売住宅購入 <input type="checkbox"/> 中古住宅購入	築年数	築 年
		購入年月日	年 月 日
入居年月日	年 月 日	入居人数	人(うち小学生以下 人)

## 添付書類

- (1) 建物の所有権が確認出来る書類
- (2) 世帯全員の住民基本台帳法に基づく住民票又は外国人登録証明書
- (3) 住宅の新築にあつては建築基準法第7条第5項に定める検査済証の写し
- (4) 新築住宅にあつては工事請負契約書、中古又は建売住宅にあつては売買契約書の写し
- (5) 転居者にあつては土地の所有権が確認出来る書類
- (6) 転居者にあつては当該用地の取得に係る売買契約書及び支払いが確認できる書類の写し
- (7) 取得した住宅の写真
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第7号(第11条関係)

(平31告示28・全改)

様式第7号(第11条関係)  
黒部市指令 第 号

住所  
氏名

黒部市住宅取得支援補助金の額の確定について

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定した黒部市住宅取得支援補助金  
については、黒部市補助金等交付規則第13条第1項の規定により交付額を金 円に確定  
する。

年 月 日

黒部市長

印